

第3節 旅客の特殊取扱  
第1款 通則

(旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の取扱方)

第124条 旅客は、割引証等を提示して購求した乗車券について払い戻しの取り扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払い戻し)

第125条 旅客は、会社が乗車変更等の際に収受した手数料の払い戻しを請求することができない。

(旅客運賃の払い戻しをしない場合)

第126条 旅客は、第73条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払い戻しを請求することができない。